

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530204

研究課題名(和文)公共性の総合的規範理論の構築をめざして：経済学、政治学、法学の協同

研究課題名(英文) Toward construction of a general normative theory for publicness: cooperation of economics, political science, and law

研究代表者

須賀 晃一 (Suga, Koichi)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：00171116

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、公共性に関わる問題を、判断を形成する際に必要となる情報(効用や権利、プロセスなど)に基づいていくつかが検討した。世代間衡平性と不確実性の規範理論では、各世代の主体性と福祉を時間的相互連関の中で再構成することで長期的政策における世代間の利害対立を超越できる。地球環境問題では、人類の絶滅に関わる事象を各世代はくじによって引き当てると見れば、どの世代かによってくじに当たる確率は変化するが、世代は既定の順序でしか生じないから、何らかの政策を選択する第一世代としての我々は後続の世代に対して、特別な責任を有する。また、公共性に基づく行動選択の規範理論では、主体性と福祉の調和条件が重要となる。

研究成果の概要(英文)：In this research, we examined some problems about publicness on the basis of information (such as utility, rights, procedures and so forth) we use in constructing our decision. For the normative theory of intergenerational equity and uncertainty, we can reconcile the opposite interest between the generations in the long-term policy by reconstituting the identity or agency, and the welfare of each generation in mutual interdependency. In the issue of global environment if we consider a phenomenon about extinction of the human for each generation to win by a lottery, then the probability to win changes by which generation it is. But we as the first generation who choose some kind of policies have special responsibility for subsequent generations because generations occur only in fixed order. In a theory of choice of actions based on the publicness it is important to seek conditions to harmonize agency and welfare for any individual in the society.

研究分野：理論経済学

キーワード：公共性 規範 主体性 福祉 権利 定言命法 パターナリズム

## 1. 研究開始当初の背景

東日本大震災によって被災地の市場経済は機能麻痺を起こし、崩壊の危機に瀕していたにもかかわらず、物資は動き、必要なところに必要な財・サービスが届けられ続けた。市場が崩壊した後にも、必要な物資が届けられたのは、旧来のボランティア活動によってだけではない。市場を通じた取引が生んだ関係は、市場崩壊後も財・サービスの供給ルートを提供した。至る所でコンビニ、宅配業者、卸売業者などによる、市場取引を超えた活動が見られた。その活動は市場取引を通じて形成された人々への供給ルートに支えられていた。被災地の人々自身がこれまでに培ってきた市場的關係を通じて財・サービスが融通されたといえる。利潤動機に基づく経済活動の発露と見られた仕組みが、このときには高い公共性を実現するシステムとして機能した。東日本大震災の只中で我々が目撃したのは、自らの福祉を顧みず死をも恐れない人間の荘厳な主体性である。それらの人々の強固な意志と主体性がなければ多くの被災者は命を落としたであろうし、多くの人々の福祉が改善されることもなかった。制度の評価には、人間の福祉に加えて主体性を評価観点として取り入れ、それを踏まえた価値基準を構成する必要がある。これが、前研究課題において福祉中心の公共性の理論を構想し、具体的事例として復興政策を検討していた際に得た着想であり、効率性に主眼を置いた多くの議論でも抜け落ちていた論点である。

さらに、復興政策を巡る議論には決定的に欠けているものがあつた。それは何が公共的価値かに関する議論である。政府の復興政策と国民の負担などの正当性を担保するためには、憲法やその背後にある社会契約のあり方までをも射程に入れなくてはならないだろう。ここで求められているのは、公共的価値を実現するために誰が何をどのような仕方、誰の負担の下に行うのかに関する規範的な議論であり、これらの公共的な議論のないまま、問題を技術的なものに矮小化することは許されない。よって、我々の社会のあり方を決め、公共的価値の源泉でもある社会契約、憲法のあり方にまで遡って、復興における政府の責任・役割を検討する必要がある。そのためには一つの学問分野ではならず、共同研究が必要になる。本研究課題の目的は、社会契約のあり方について思索を深めてきた政治哲学者、憲法を広い視座から検討して

きた憲法学者、市場と政府の役割と責任について考察してきた経済学者、公共的議論の構造に焦点を当ててきた法哲学者が一同に会して、復興政策を含めた政策のあり方について議論を深めていくことである。

## 2. 研究の目的

諸々の社会制度や政策は公共性の実現を目的としていると考えられる。市場システムもまた、単に需給調整のメカニズムとしてのみ認識されるべきではなく、様々な公共性の要素や契機を備えている。いかなる条件の下で制度や政策は公共性の推進者となりうるのか。規範理論的にいかなる公理を満たすとき公共性を実現できるのか。政治哲学者、憲法学者、法哲学者、経済学者が一堂に会し、この問題を検討する。人間の福祉と主体性、その達成と自由を組合せ4つの評価観点に分類し、さらに共時と通時の時間軸を加えて8つの評価観点とする。観点ごとに様々な情報的基礎を用いて諸規範原理を公理的に特徴づけ、公共性の総合的規範理論の構築をめざす。

本研究課題ではA.K.セン(1985, 1992)にならって、道徳的な評価や判断に人の福祉と主体性の2つを取り込む。福祉とは、その人の生き方やそれを通じて実現される状態そのものを示す。主体性とは、自分の意志に基づいて判断・決定し、責任を持って行動することである。福祉・主体性の二側面と交差して、達成と自由(結果と機会に対応)を考慮する。例えば、同じく飢えでも、貧困による飢えと自ら選んだ断食とは同じではないからである。福祉の実際の達成と、それを達成するうえでの自由とは、分けておかなければならない。道徳判断においては、-1:福祉の現実的達成、-2:主体的目標達成、-1:福祉的自由、-2:主体的自由、という4つの観点・情報がともに不可欠となる。福祉の現実的達成と区別された意味での主体的目標達成とは、その人が追求するだけの理由をもつ目標・価値の実現を指す。また、主体性自由とは人が価値を置くものを実現するための自由を、福祉的自由とは自己の福祉を形成する要因を実現する自由を指す。

さらに時間軸を入れ、我々の世代に直接影響を及ぼす比較的短期の政策と、将来世代にまで影響を及ぼすより長期の政策に区分すると、現在世代のみを含むか、将来世代まで含めるかで8つの評価観点に分類することが

できる。現時点で震災のために家屋や財産、仕事を失った人々にどのように生活保障を提供するか、その財源をどう調達するかは短期的な問題であり、我々の世代の中で解決すべき共時的問題である。その際、現在世代の福祉と主体性、その達成と自由を基準として考える。それに対し、都市計画等によって震災で崩壊した街並みや道路、港湾などのインフラストラクチャーの整備、さらには都市の生活を保護してきた自然の再生など、長い将来にわたって利益を生じる政策では、現在世代と将来世代の福祉と主体性、達成と自由が比較される。

### 3. 研究の方法

公共性の総合的規範理論は必然的に体系的理論化と同時に政策志向的性格を持つものであるから、その点を考慮した研究計画とする。各年度で重点的に議論するテーマを決める。1つは、昨今の現実問題から選ばれた具体的テーマであり、情動的基礎に注目して公共性の観点からどのような分析が可能で、いかなる問題解決の方法がありうるかを議論し政策提言につなげる。取り上げるテーマは、東日本大震災後の復興政策、市場システムの公共性分析、社会保障制度改革、社会的正義と公共性である。もう1つは、理論的テーマで、公共性の総合的規範理論の枠組みの構築と主要命題の導出を念頭に置く。8つの評価観点と4種類の情動的基礎を持つ枠組みを基本としながら、ミクロ経済学の体系を範とし、公共性の総合的規範理論の体系化をめざす。

本研究課題では、共時的問題に対する短期の価値基準として、効率性と衡平性、公平性の3つを考える。効率性と衡平性は帰結・結果に対する評価を与える基準である。効率性は誰の結果も悪化させることなくどの人の結果も改善できないときに達成されているといい、衡平性はある観点から人々の結果に偏りがなくバランスがとれていることを指す。公平性はルールや制度などに関する基準であり、人々の取り扱いに関する平等性を意味する。いかなる情動的基礎で捉えるかによって、これらの基準の内容は異なる。経済学のように結果として実現される効用を情動的基礎とすれば、パレート効率性となる。一方、効用に基づく衡平性には、古典的功利主義、効用平等主義、効用マキシミン原理、などがある。権利（財の支配権）や機能に基づ

いて効率性、衡平性、公平性を考えることもできる。権利を情動的基礎とする衡平性には、格差原理が含まれる。

通時的問題に対する長期の価値基準として、長期的効率性、世代間衡平性、持続可能性を考える。長期的効率性と世代間衡平性は結果の経路に関する評価基準であり、持続可能性は結果の経路のみならずルールや制度の公平性・持続性に対する基準でもある。他のどの世代の状態・結果も悪化させることなくどの世代の状態・結果も改善できないときに、その経路は長期的効率性を達成しているといい、ある観点から世代ごとの結果に偏りがなくバランスがとれているとき世代間衡平性は満たされるという。持続可能性は諸制度の持続可能性とその下で人々が獲得する福祉の持続可能性を区別することができる。制度の持続可能性は人々の取り扱いに関する平等性と制度そのものの存続可能性を意味する。福祉の持続可能性は世代をまたぐ人類全体の福祉の向上であり、持続可能な発展ともいえる。効用、権利、機能、潜在能力など情動的基礎を用いるかによって、これらの基準の内容は異なる。

情動的基礎を何にとり、公共性を構成する価値基準をどう設定するかによって政策目標としての公共性の実現も内容が異なるので、どれが政策理念の正しい反映であるかを検討する必要がある。復興政策を代表とする最近の経済政策の議論では、効率と公平を満たし持続可能な政策の実現が繰り返し提唱されているが、必ずしも人間の主体性や公共性に配慮しているとはいえない。政策決定においても人間の福祉と主体性、さらには公共性にも注意しながら議論を進めるべきであろう。福祉と主体性の尊重は人間を対象とする社会科学であればきわめて穏当な態度であるので、そこから経済政策の意味を考察する必要があるし、それによって政策の公共性の新たな面を照らし出せる。これが本研究課題の第1の意義である。

### 4. 研究成果

(1) 東日本大震災の復興政策を公共性の観点から議論するためには、誰のどの意見をどのように政策決定に反映されるべきか、過去から将来に向かう時間軸の中で、過去の災害がもたらした負の遺産とそれへの人々の対応が生み出した正の遺産を踏まえて、これが

ら生まれて来る将来世代の意思をどう政策決定に反映させるべきかを決定しなければならない。現存しない人々の意思を体現する主体の形成、ならびにその主体が判断に用いる情報を集約し、現在そこに生活している人々の意思と福祉だけでなく、将来世代の意思と福祉を反映させるための工夫とそれを実現する制度の設計が不可欠であるとの結論に達した。さらに、大震災の教訓を憲法・表現の自由の観点から分析し直し、自省的社会の形成を主張した。

(2) マキシミン原理と期待効用理論の間の論争を中心とした、ロールズとハーサニの間の論争史を概観するとともに、公共性理論における絶対的な悪の位置づけに必要な概念装置を探求した。特に、期待効用理論における連続性の公準に対する疑義を検討し、連続性の公準が認められるのであれば、一定の確率以下においては悪も甘受されるべきことを主張するL.テムキンの議論は、絶対的な悪の存在を認めるマキシミンや予防原則の正当化根拠のありかを示唆する点に注目した。テムキンによる証明が妥当であるとするならば、連続性の公準は、不動の公理であるのではなく、その否定と同程度の直観的な基礎しかもたないことになる。そのため、期待効用理論にテムキンの直観を組み込む道を模索した。ここでも、時間の流れを組込んだ理論の構築が必要であることをより強く認識した。

(3) 世代間衡平性の議論では世代間問題に関する確率論的分析が重要となる。地球環境問題などでは、人類の絶滅に関わる事象を各世代はくじによって引き当てると見ることができる。どの世代かによってくじに当たる確率は変化するので、くじを引く順番は大事だといえる。だが、世代は既定の順序でしか生じない。したがって、将来世代に影響の及ぶ政策を選択する第一世代としての我々は、後続の世代に対して特別な責任を有していると結論づけることができる。このことを示すための例として、不自由確率と生存確率（あるいは絶滅確率）を扱った。

(4) 公正な状況へと人々を導く行動原理を示すために、カントの定言命法という枠組みを借りて規範的制約を考慮することで、合意された公正な状況へと実際に到達することができる規範原理を考察した。また、カントの定言命法を、多くの人々が従う規範原理とするためにはいかなる条件が必要かを、社会的選択理論の公理的アプローチによって考察した。規範原理が満たすべき公理を変えることで行動の制約が変化し、その制約条件下で行動選択が導くゲームの均衡がどのように変化するかを見ることで、規範原理の有効性を検討した。公理系の設定次第で原理の内容も異なるので、カントの定言命法と整合的な実効性のある規範原理を具体的に探すという作業が次の課題である。

(5) 公共性と市場に関する分析において、公共性の観点から有効な枠組みを提示した。市場に価格支配力を持つ独占や寡占の弊害は、通常、効率性を基準として語られるが、公共性の観点からも独占や寡占には大きな弊害がある。ここでは、社会的選択理論における選択の自由論を手がかりに、その弊害を説明する理論枠組みを検討した。

(6) 公共性の規範理論におけるパターナリズムの位置づけ確定するために、人間の合理性を強調する経済学における自由放任主義と、人間の非合理性を強調する行動経済学に依拠した新しいパターナリズムとを、合理性観念に依拠しながら分析した。その結果、経済学において用いられている合理性観念は単一ではなく、複数の要素を含むこと、行動経済学は経済学の合理性観念を前提とするため、合理性における混乱が伝染していること、これらの合理性観念を区分するならば、自由放任主義とパターナリズムは正当化できないことを示した。

(7) リバタリアン・パターナリズムを検討し、経済学で用いられている合理性観念が自己利益の最大化と内的整合性という別個の要素から成り立ち、それらを恣意的に使い分けることによってリバタリアン・パターナリズムの規範的な主張が正当化されていることを明らかにした。自己利益の最大化に個人が失敗しているとするならば、パターナリズム

が正当化されるかもしれないが、リバタリアン・パターナリズムが実証しているのは自己利益の最大化の失敗ではなく、内的整合性の失敗であり、内的整合性の失敗はパターナリズムの正当化とはならない。

(8) 公共性の規範理論におけるリベラル・パラドックスの意味づけを再考した。リベラル・パラドックスをめぐる、権利の社会的選択的定式化とゲーム形式的定式化の2つが提案されてきた。これらの定式化が十分かを「条件つき権利」に即して検討した。条件つき権利とは相手の権利行使の仕方によって存在したり、権利主体に許される行為の集合が変化していく権利であり、従来の権利の定式化が条件つき権利の分析には成功していないことを示した。このことは、従来の定式化が無時間的な枠組みを前提としていることの帰結であり、時間的な次元を考慮に入れるべきことを示している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

\_\_\_須賀晃一、社会選択論入門：「社会を選択する」とは、経済セミナー、査読無、No.677、2014、65-69

\_\_\_若松良樹、独占の何が悪いのか、学習院法務研究、査読無、8号、2014、1-22

\_\_\_若松良樹、最良のガイドブック：伊藤泰『ゲーム理論と法哲学』、法哲学年報、査読無、2012、2013、145-157

\_\_\_川岸令和、ユビキタス時代の表現の自由、アメリカ法、査読無、2012(1)、2012、21-33

\_\_\_川岸令和、身近な表現の自由のために、法律時報、査読無、84(5)、2012、31-35

〔学会発表〕(計 12 件)

\_\_\_SUGA, Koichi, Rawls on Probabilities: When Independence of the Events does not hold, 11th Meeting of Society for Social Choice and Welfare, New Delhi, August 17-20, 2012

\_\_\_須賀晃一、カント的行動原理の可能性-社会選択論の立場から、政治経済学会、2014/03/03、早稲田大学(東京)

\_\_\_須賀晃一、経済学と社会的正義、ワークショップ「制度、認識、社会正義、そしてゲーム理論」、2014/03/15、早稲田大学(東京)

\_\_\_須賀晃一、正義に合う行動とは、復興正義研究会、2014/12/13、京都大学(京都)

\_\_\_若松良樹、合理的選択理論と予防原則の

間で、CS 研究会、2013/03/09、上智大学(東京)

\_\_\_WAKAMATSU, Yoshiki, Order Matters, The New Zealand Bioethics Conference, 2014/01/25, University of Otago (New Zealand)

\_\_\_若松良樹、順番が大事、政治経済学会、2014/03/03、早稲田大学(東京)

\_\_\_若松良樹、リバタリアン・パターナリズムの規範的分析。アドバンスト研究セミナー、2014/07/04、立命館大学(京都)

\_\_\_若松良樹、パターナリズムについて、東京法哲学研究会、2014/07/12、立教大学(東京)

\_\_\_WAKAMATSU, Yoshiki, Mill on Paternalism: Against the Best Judge Argument, The International Society for Utilitarian Studies, 2014/08/20, 横浜国立大学(横浜)

\_\_\_WAKAMATSU, Yoshiki, Order Matters: The Lottery and the Future Generations, MANCEPT, 2014/09/08, Manchester University (Manchester, U.K.)

\_\_\_若松良樹、モビ-ディックを求めて、第44回エコノ-リーガル-スタディーズワークショップ、2015/03/11、神戸大学(神戸)

〔図書〕(計 10 件)

\_\_\_須賀晃一「経済学と社会的正義」船木由喜彦・石川竜一郎編『制度と認識の経済学』NTT出版、2013、332(21-66)

\_\_\_須賀晃一「自由主義的権利のゲーム分析」船木由喜彦・武藤滋夫・中山幹夫編『ゲーム理論 アプリケーションブック』東洋経済新報社、2013、266(69-93)

\_\_\_須賀晃一編著『公共経済学講義：理論から政策へ』有斐閣、2014、411

\_\_\_須賀晃一「正義論の情報的基礎-社会的選択理論からの接近」井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社、2014、309(247-279)

\_\_\_若松良樹「ハーサニ対ロールズ論争の争点」平野仁彦・亀本洋・川濱昇編『現代法の変容』有斐閣、2013年、644

\_\_\_若松良樹「行動経済学とパターナリズム」服部高宏編『法と倫理のコラボレーション』国際高等研究所、2013、276

\_\_\_若松良樹「法哲学から見た政治理論-ロールズと合理的選択理論を手がかりに」井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社、2014、309(247-279)

\_\_\_若松良樹「リベラル・パラドックスにおける権利」亀本洋編『現代法の動態』岩波書店、2014、298(275-298)

\_\_\_佐藤正志・ポール・ケリー編「多元主義と多文化主義の間」早稲田大学出版部、2013、336

齋藤純一・川岸令和・今井亮祐『原発政策を考える 3つの視点』早稲田大学出版部、2013、104

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

須賀 晃一 (SUGA, Koichi)  
早稲田大学・政治経済学術院・教授  
研究者番号：00171116

##### (2) 研究分担者

若松 良樹 (WAKAMATSU, Yoshiki)  
学習院大学・法務研究科・教授  
研究者番号：20212318

##### (3) 連携研究者

佐藤 正志 (SATO, Seishi)  
早稲田大学・政治経済学術院・教授  
研究者番号：30145156

##### (4) 連携研究者

川岸 令和 (KAWAGISHI, Norikazu)  
早稲田大学・政治経済学術院・教授  
研究者番号：10224742